

権利者調査



【Ⅱ－(1) 地方公共団体の負担軽減】

- 司法書士、補償コンサルタントへの外注促進
- 登記情報の共有（登記情報の電子データ提供制度の活用促進）
- 相続調査の迅速化・効率化（家庭裁判所への相続放棄の申述の有無の照会）
- 司法書士の市町村への駐在

所有者等が不明

所有者が判明

用地交渉・取得



【Ⅱ－(1) 地方公共団体の負担軽減】

- 用地取得事務の補償コンサルタント等への外注促進
- 司法書士、土地家屋調査士等への登記業務の外注促進

遺産分割協議中（相続人多数）

財産管理制度の活用

（※）は裁判所の取組

財産管理人の選任手続（※）

（通常）1か月
⇒ 1～2週間程度

土地の売買
（権限外行為）
の許可手続（※）

（通常）3週間
⇒ 1週間程度

財産管理人と売買契約
用地取得

○財産管理人の候補者
（弁護士・司法書士）を
3県で587名確保
⇒ 地方公共団体が候補者
を探す手間を不要に

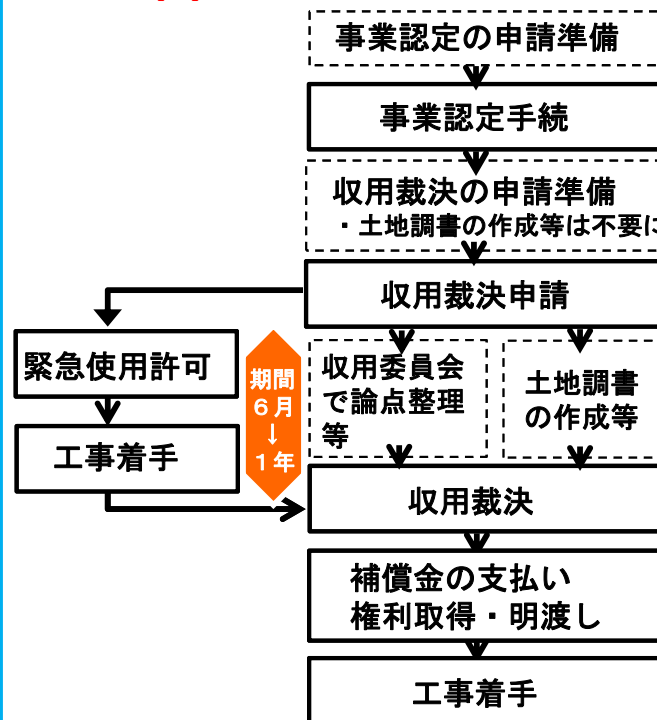
○選任申立における申立
地や提出書類の柔軟化（※）

- ・従来の住所地ではなく、
不動産の所在地の家庭
裁判所で申立て
- ・買取不動産のみを記載
した財産目録の提出

地方公共団体の事務
負担の軽減と手続期
間の大幅短縮が実現

土地収用制度の活用

【Ⅱ－(2) 被災地特化型土地収用手続】



収用加速化7本柱

～法改正を踏まえて運用面から更に措置を強化～



- ① 測量・設計を並行して実施
- ② 説明会の開催方法の効率化
（用地説明会等と兼ねて開催）
- ③ 復興事業における早期事業認定申請ルール
（任意買収と並行した収用手続の進行）
- ④ 事業認定手続期間の短縮（3ヶ月→2ヶ月）
●法律上も明記
- ⑤ 権利者調査の合理化
○ガイドラインの作成・周知
- ⑥ 緊急使用の活用
●緊急使用の期間の延長
●緊急使用の要件の明記
○法改正を踏まえた運用の明示
- ⑦ 収用裁決手続の迅速化
●裁決申請等の土地調書等の添付を不要に
●早期の収用裁決の努力義務
○法改正を踏まえた運用の明示